

学校種(義務教育学校等と分校制度)について

学校種 名称	小学校・中学校			小中一貫校 小学校併設型中学校(中学校併設型小学校) 小学校連携型中学校(中学校連携型小学校)	義務教育学校
	小学校・中学校	分校	小・中併設校		
接続の あり方	【小中連携教育】小・中学校がそれぞれ別との前提の下、交流等の協働する取組を通じて小学校から中学校への円滑な接続を目指す様々な教育。 【小中一貫教育】小中連携教育のうち、目指す子ども像や教育目標を共有し、義務教育9年間で学習指導要領の目標を実現するための教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。			【小中一貫教育】 目指す子ども像や教育目標を共有し、義務教育9年間で学習指導要領の目標を実現するための教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。	
法的 根拠	学 校 教 育 法 第 1 条				
	< 分校の学級数 学校教育法施行規則 第42条、第79条 > 小学校では5学級以下、中学校では2学級以下。			学校教育法施行規則第79条の9～12 第5章の2 第2節小学校併設型中学校 H28.4.1施行	学校教育法施行規則第79条の2～8 第5章の2 第1節義務教育学校 H28.4.1施行
修業年	小学校6年 中学校3年	小学校6年 中学校3年 学制(6・3制→4・3・2制等)の区切は、特例申請必要なく可能	9年(前半6年を前期課程、後半3年を後期課程とする。)学制(6・3制→4・3・2制等)の区切は、特例申請必要なし		
教育 課程	小学校学習指導要領による 中学校学習指導要領による	9年間を見通して、小・中が一つの教育目標やグランドデザインを設定し、学習指導要領に則って教育課程を編成し、一緒になって弾力的に柔軟に運営することができる。	9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成。 小・中の学習指導要領を準用した上で一貫教育の実施に必要な独自教科の設定や指導内容の入替え・移行ができる(教育課程の特例を創設する規定。施行規則)		
条例・規則	今までどおり 改正必要なし			小・中学校の管理規則の改正が必要	学校設置条例の改正が必要
設置 基準	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用				前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用
教員 配置 (H9.4.1 県が定め た教員配 当基準を 適用)	小学校、中学校 別々に県が定めた 教員配当基準が適 用される	<分校> 校長、教頭、 養護教諭、事 務職は本校と 兼務、分校の 学級数の教員 が配置される	県内の既存の小・中併設校をみると、校長(兼務)1人、教頭1or2人、養護教諭、事務職は兼務が多く、他は県が定める教員配当基準が適用される	県内の既存の小学校併設型中学校に類似する学校をみると、校長(兼務)1人、副校長1人、養護教諭、事務職は兼務で他は県が定める教員配当基準が適用されている	県内の既存の義務教育学校(28学級=小17+中11+特支6)をみると、校長(兼務)1人、副校長1人、教頭1人、他は県が定める教員配当基準が適用されている
施 設	既存の小学校・中学校、施設一体型・併設型の活用			施設の一体・分離を問わず設置可能	